

取扱区分：「公開」

平成28年第12回

周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。



平成28年12月9日(金) 15時30分～

於：周南市徳山保健センター 健康増進室3

平成28年第12回

周南市農業委員会総会議事録

1 日 時 平成28年12月9日（金） 15時30分 ～ 16時48分

2 場 所 周南市徳山保健センター 健康増進室3

3 会議に付した議案

議案第37号	農地法第3条の規定による許可申請について	7件
議案第38号	農地法第5条の規定による許可申請について	2件
議案第39号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による 農用地利用集積計画について	8件
報告第58号	農地法第3条の規定による届出について	1件
報告第59号	農地法第4条の規定による農地転用届出について	2件
報告第60号	農地法第5条の規定による農地転用届出について	3件
報告第61号	非農地証明について	10件
報告第62号	農地の転用の制限の例外による届出について	1件
報告第63号	農地所有適格法人報告書の提出について	1件

4 出席委員

第1番	長谷川 和美 君	第2番	杉 村 龍 男 君
第3番	藤 井 和 典 君	第4番	梅 田 洋 治 君
第5番	椎 木 人 志 君	第6番	大 江 静 人 君
第7番	弘 中 壽 君	第8番	江 波 一 男 君
第9番	田 中 榮 作 君	第10番	野 村 一 男 君

第11番	藤井孝君	第12番	笠井保雄君
第13番	松岡清治君	第14番	藤井澄子君
第15番	大田幹代君	第16番	歳光時正君
第17番	杉村洋治君	第18番	藤井允雄君
第19番	福田栄司君	第20番	山崎弘子君
第21番	林定子君	第22番	村木実君
第23番	松田孝行君	第24番	山崎光夫君
第25番	水井規雅君	第26番	秋貞啓子君
第27番	白石純治君	第28番	有馬俊雅君
第29番	小林一雄君	第30番	高橋恵君
第31番	岩田学君 (職務代理者)		
第32番	西田孝美君 (会長)		

5 欠席委員

6 関係人

農林課 主査 長谷部 洋一

7 事務局職員

局長	茅原道夫	次長	藤井豊
次長補佐	吉原浩子	書記	時重智一

事務局長

皆さん、こんにちは。

総会に先立ちまして、先般、●●委員さんのご主人のお母様が7月に亡くなられたという事を先月の総会後に事務局の方でお聞きしたしだいです。大変失礼をいたしました。ここで、●●委員さんからご挨拶がございますのでよろしくお願いいたします。

【●●委員 あいさつ】

総会に入る前に携帯電話につきましては、再度確認の方をよろしくお願いいたします。

次に、定足数の報告をさせていただきます。

本日の総会の出席委員は32名中32名で、周南市農業委員会会議規則第9条に規定された定足数を満たしておりますので、総会は成立いたします。

なお、●●委員さんにつきましては、本日、所用のため少し遅れるとの連絡を受けておりますのでご報告いたします。

議長

それでは、議長お願いいたします。

開会（午後15時30分 ～ ）

それでは只今より、平成28年第12回周南市農業委員会総会を開会いたします。

これより議事に入ります。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会会議規則第23条に規定された議事録署名委員は、第15番、大田 幹代委員さん、第23番、松田 孝行委員さんのご両名にお願いいたします。

議事日程第2、議案の審議に入ります。

それでは、議案第37号を議題といたします。

事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の1ページから3ページをお願いいたします。議案第37号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、ご説明いたします。

今月の農地法第3条の規定による許可申請は、1議案7件でございます。

それでは、まず1番についてご説明いたします。申請地は、●●地区の大字●●字●●●●に所在する農地の田、1筆の1,973平方メートル、同じく大字●●字●●●●に所在する農地の田、1,290平方メートル及び畑、62平方メートル、合計、3筆の3,325平方メートルでございます。

権利移動に関しましては、譲渡人は、遠隔地で将来、帰郷することがないことから譲り渡すとされ、譲受人は、以前から農業に大変関心があり自営業で時間もあり、自宅近くの農地なので買受けて経営主になって農業をされるものでございます。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する状況等からみても、農地の全てを効率的に利用できると思われまます。

なお、農機具につきましては、耕耘機等必要に応じて購入するとのことであります。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、申請人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は33アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので、転貸禁止要件には該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、水田としての耕作は、水の補給が難しいため、白菜、大根、ほうれん草等の野菜栽培及び果樹を栽培されるとのことであり、今回の権利移動により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全て

を満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第13番

第13番の●●です。第1番について、去る、12月3日、申請人と立会しましたので報告いたします。譲渡人とは、電話で確認しました。譲渡人は、15年くらい前から申請地の除草管理をされていましたが、遠隔地に居住していることもあり、十分な管理が出来ないので、譲渡すことにされました。譲受人は、農業をやってみたいと思っておられたので今回譲り受けることにされました。この辺りは、用水の十分な確保が難しい所なので、日当たり等を考えながら果樹や野菜を植えたいとのことでありました。現地は、いずれも雑草が生えていました。譲受人は、申請地の近くに居住しておられ問題ないと思いますのでご審議の程、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。

只今の1番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第37号1番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。

続きまして、2番につきまして、事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局長

2番についてご説明いたします。申請地は、●●地区の大字●●●●字●●●●に所在する農地の畑、1筆の129平方メートルでございます。

権利移動に関しましては、譲渡人は、遠方におり実家を処分するのに伴い畑も従来、管理をお願いしていた譲受人に譲り渡すとされ、譲受人は、以前から管理してきた農地であり、自宅からも近くなので購入し、今後も農業を継続したいため今回、譲り受けられるものでございます。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は、以前より管理しており、耕作要件、農機具の保有状況等からみても、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事されると見込まれます。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は95アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので、転貸禁止要件には該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、現状と同様に今後も普通畑として自家用野菜等を栽培されるとのことであり、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第18番

18番の●●です。説明をいたします。現地調査は12月1日に譲受人の立会のもとに行いました。譲渡人は遠隔地のため電話で聞き取りを行いました

た。当該農地は、譲渡人が転居して以来2年間、譲受人が自家用野菜を作りながら管理をいたしておりましたもので、この度、譲渡人からの申出で譲り受けることになったものであります。両者は親戚関係でございますが許可要件に全てかなっているものと思います。以上報告を終わります。

議長

ありがとうございました。

只今の2番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第37号2番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、2番は許可と決定いたします。

続きまして、3番につきまして、事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局長

3番についてご説明いたします。申請地は、●●地区の大字●●字●●に所在する農地の田、1筆の503平方メートルでございます。

権利移動に関しましては、譲渡人は高齢であり、後継者もないことから隣接農地の所有者の譲受人に譲り渡すとされ、譲受人は、譲渡人からの申出により、申請地が自分の農地の隣接地であることから今回、譲り受けられ経営規模の拡大を図られるものでございます。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は耕作要件、トラクター等農機具の保有状況等からみても、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規

定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれると判断いたします。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は331アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので、転貸禁止要件には該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、主に水稻を作付けされるとのことであり、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第24番

24番の●●です。第3番について、去る12月4日に譲渡人と譲受人とで現地に参加して調査をいたしましたので、その結果をご報告します。申請地の2481-2は、市道拡幅の残地で狭隘で段差があるため耕作はされておられませんが、草刈りをしてよく管理をされておりました。今回、譲受人は、申請地が自己所有の農地に隣接しており一体利用ができることで作業効率が良いことから譲渡人に譲受の申し出をされたものでございます。今後は、水稻の作付けされるそうでございます。一方、譲渡人は高齢で後継者もないことから双方の話がまとまり譲り渡しをされるものでございます。また、譲受人は、農業に大変熱心な方で以前から経営規模の拡大をされており、現在、近隣で耕作できない農地を預かって耕作をされており何ら問題になることはないかと思われますのでよろしくご審議、ご決定の程、お願い申し上げます。

議長

ありがとうございました。

只今の3番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第37号3番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、3番は許可と決定いたします。

続きまして、4番につきましては、第26番、●●●● 委員のご主人が譲受人となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項は、議事参与の制限に該当いたします。

そのため、●●委員には、4番の審議が終わるまで、ここで退席をお願いいたします。

【●●委員 退席】

それでは、事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局長

次に、4番についてご説明いたします。申請地は、●●地区の大字●●●●字●●●●に所在する農地の田、1筆の757平方メートルでございます。

権利移動に関しましては、譲渡人は、高齢となり耕作面積を縮小したいため譲り渡すとされ、譲受人は今年で会社を退職するので、今後、営農活動に専念したいことから自宅に隣接している農地を譲り受けて農業をされるものでございます。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は耕作要件、農

機具の保有状況、家族の状況等からみても、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれると判断します。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は41アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので、転貸禁止要件には該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、現状は、水稻を耕作されるほか、将来は、ハウス野菜の栽培をされるとのことであり、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第27番

27番の●●です。調査報告をいたします。去る12月1日に申請人と現地にて調査をいたしました。現況は、水稻刈取り後の荒起しがなされた状態でございます。申請農地は、譲受人の自宅敷地に接しており、なお、議案書の記事に記載してある理由からすれば今回の譲渡はごく自然でありまして、営農計画書等の内容も整っており、議案の所有権移転は何の問題はないと考えます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。

只今の4番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第37号4番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、4番は許可と決定いたします。

以上、4番の審議が終了しましたので、ここで、●●委員さんに入らせていただきます。

【●●委員 入席】

続きまして、5番につきまして、事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局長

次に5番についてご説明いたします。申請地は、●●地区の●●●丁目に所在する農地の田、1筆の641平方メートルでございます。

権利移動に関しましては、譲渡人は、営農活動が困難な状況になったため譲り渡すとされ、譲受人は、自己所有の農地に隣接しており、今回、取得され規模拡大されるものでございます。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する家族の状況等からみても、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事されると見込まれると判断いたします。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は38アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので、転貸禁止要件には該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、水稻を作付けされることとあり、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第8番

8番の●●です。議案第37号、番号5の調査報告をいたします。去る、12月4日に譲渡人と譲受人の双方に会い申請の件について確認しました。申請地の現況は、今年も水稻が作付けされていて稲株が残っている状態です。申請地は、譲受人の田に隣接していて、以前から、もし手放すことになった時には、ぜひ譲り受けたいと頼んでいた土地でございます。事務局の説明の理由記述のとおり理由により申請されたものです。なお、譲り受けた申請地は、引き続き水稻を作付けされるということです。よろしくご審議をお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

只今の5番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第37号5番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、5番は許可と決定いたします。

続きまして、6番につきまして、事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局長

次に2ページの6番についてご説明いたします。申請地は、●●地区の大字●●字●●●●に所在する農地の田、5筆の3,315平方メートル、畑、2筆の574平方メートル、同じく大字●●字●●●●に所在する農地の畑、2筆の779平方メートル、同じく田、3筆の1,742平方メートル、同じく●●字●●●●に所在する農地の田、1筆の1,447平方メートル、合計、13筆の7,857平方メートルでございます。

権利移動に関しましては、譲渡人は、譲受人からの申出により譲り渡すとされ、譲受人は、以前、諸事情により離農したが、再開できることになったため今回、買い戻して規模拡大を図られるものでございます。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は耕作要件、農機具の保有状況等からみても、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれると判断いたします。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は112アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので、転貸禁止要件には該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、水稻を耕作されるほか、施設野菜や果樹を栽培されるとのことであり、今回の権利移動により、周辺

権利移動に関しましては、譲受人と譲渡人は親子関係で、譲渡人は、譲受人からの申出により譲り渡すとされ、譲受人は、父から申請地を借り受け営農活動に力を入れるため譲り受けられるものでございます。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は耕作要件、農機具の保有状況等からみても、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

なお、農機具については、父親所有のものを借りて耕作することです。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は32アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、使用貸借ですので、転貸禁止要件には該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、水稻を作付けされることとあり、今回の権利移動により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第6番

6番の●●です。番号7について、12月4日に現地にて、借受人、貸付人立会いのもと調査したので結果を報告いたします。申請土地4筆のうち、●●●●4788-1、4788-第1の田については水稻1毛作田、●●

●●4789、4790の田は休耕しております。申請人の関係は親子関係で、子である借受人が農業経営に興味を持ち営農活動に力を入れる旨、申し出て本申請になりました。適当であると思しますのでご審議の程、よろしくお願ひします。

議長

ありがとうございました。

只今の7番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第37号7番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、7番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第38号を議題といたします。事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局次長

議案書の4ページをお願いいたします。議案第38号「農地法第5条の規定による許可申請について」を、ご説明いたします。今月の農地法第5条の規定による許可申請は1議案2件でございます。

それでは1番につきまして、ご説明いたします。

譲受人は、●●市に在住の会社員の方です。

太陽光発電事業を行うため申請地を購入し、発電出力49.5キロワットの太陽光パネル355.31平方メートル、パネル枚数216枚を設置するものです。

申請地は、日照や広さを勘案するに、当申請土地が最適であり、また、当申請地は、長年耕作しておらず、将来においても耕作地として利用する計画もないことから、今回の申請となったものです。

まず、申請地の位置からご説明いたします。

申請地は、●●●●支所から北東に約3.7キロメートルのところに位置しております。

(スクリーンに、位置図を表示)

申請地の所在につきましては、●●市大字●●字●●●●1812番1、地目は田、地積は1,932平方メートルでございます。

(スクリーンに、分間図、土地利用計画図を表示)

まず、こちらが、分間図でございます。

続きまして、土地利用計画図でございますが、コの字型に余り地があり、現地は1筆で2町に分かれており、この上側の土地の法下から約4.5メートルから5メートルラインに町界がある状況と、また、三角地は湧水が湧いておることから太陽光の設置が難しいという事で判断しております。

(スクリーンに、写真を表示)

最後に、申請地の写真でございます。

次に、農地転用許可基準についてご説明いたします。

まず、農地区分につきましては、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小集団の農地で、第2種農地に該当いたします。

農地区分と転用目的の適合性につきましては、立地の代替性がなく、農地法第5条第2項第2号に該当いたしません。

資力及び信用につきましては、資金計画書及び融資証明書が添付されておりまして、適当であると判断されます。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ございません。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書により適当と思われまます。

行政庁の許可・認可等の処分の見込み・協議の状況等につきましては、受給最大電力50キロワット未満のため、該当ございません。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されており問題なしと判断されます。

判断を必要としない許可基準につきましては、説明を省略させていただきます。

ます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんから
の現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第12番

12番の●●です。第1番について、去る12月3日申請人と現地で意思
確認並びに調査したことを報告いたします。なお、譲受人については、遠隔
地のため電話で確認しました。申請地は、●●市の東の端に位置し、●●市
との境界付近で、●●●●線の●●●●●●●●の下側になっております。
農地は、地目が田、面積が1,932平方メートル、現況は長く休耕しており
雑草が繁茂している状況でした。周囲もほとんどが原野状態です。譲渡人は、
農業を行う後継者もおらず今後も申請地を農地として利用することが困難で
あり、他に農作業の委託先も見つからないことから売買に応じることとした
そうです。譲受人は、太陽光発電事業を行うのに日照や広さ等と当申請地が
条件を充たす最適であるため購入し、発電出力49.5キロワット、太陽光パ
ネル216枚の発電設備を設置したいとのこと。申請地は中山間地域で
周囲もほとんど耕作放棄地となって原野状態です。現状では担い手確保もま
まならない現在、土地の有効利用、荒地、耕作放棄地対策の一つとしてこれ
が一番最適ではないかと思えます。被害防除計画書に添って調査しましたが、
問題なく周辺農地に与える影響もなく、事業計画書、資金計画書、土地利用
計画図も添付され何ら問題ないと思えます。ご審議の程、よろしくお願いい
たします。

議長

ありがとうございました。

只今の1番の案件につきまして質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(発言を求める声あり)

はい、●●委員さん。

第 3 1 番

3 1 番の●●です。

業者さんが●●ですが、この土地をどのように見つけられているのかわかれば教えてください。

第 1 2 番

詳細はわかりませんが、インターネット等で探されているのではないのでしょうか。

議長

他にございますか。

(発言を求める声あり)

はい、●●委員さん。

第 2 3 番

2 3 番の●●です。

太陽光設置の中で敷地内で草が繁茂しているという関係で業者との契約で、契約書の中に草刈り等を行うことが明記されているのですか。

議長

今回の件は、貸し借りでなく所有権移転ですので、業者が購入されて施設を設置されるのですから当然業者が草刈りをされると思います。そうでないと売電事業にならないと思います。

第 2 3 番

実際に草刈り等をしますという契約がされているのですか。

議長

所有権移転ですのでそういう契約はないと思います。

第 3 1 番

最近、草が繁茂して草刈りが出来ない場合は、業者の方で防草シートを張って対応されていると思います。

第 2 1 番

以前、私のところでも太陽光の設置案件があり、業者さんへ草が繁茂したりする可能性がある場合はどのような対応されますかと問い合わせたこと

がありまして、その際も防草シートを張って景観が悪くならないように対応すると言われておられました。

事務局次長

事業計画の中に特に管理と言う項目はございませんが、土地を有効利用して、事業を行うと言う表現がしてあります。

議長

他にございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第38号1番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。

続きまして2番につきまして、事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局次長

それでは2番につきまして、ご説明いたします。

譲受人は、●●●●●●●●●●に事務所のある自動車販売業や太陽光による発電事業を行っている法人です。

隣地に太陽光発電設備を設置し事業を開始しておりますが、冬場の発電量の低下をカバーするため申請地を購入し、発電出力24.15キロワットの太陽光パネル187.86平方メートル、パネル枚数117枚を設置するものです。

申請地は、平坦で設置及び維持管理も容易な立地であり、太陽光発電の設置に効率条件が良く、また、譲渡人は高齢でもあることから所有する農地の耕作維持が困難であるため、今回の申請となったものです。

まず、申請地の位置からご説明いたします。

申請地は、●●●●支所から南南東に約1キロメートルのところに位置しております。

(スクリーンに、位置図を表示)

申請地の所在につきましては、●●市大字●●字●●●●395番1、地目は田、地積は549平方メートルでございます。

(スクリーンに、分間図、土地利用計画図を表示)

まず、こちらが、分間図でございます。

続きまして、土地利用計画図でございます。

(スクリーンに、写真を表示)

最後に、申請地の写真でございます。

次に、農地転用許可基準についてご説明いたします。

まず、農地区分につきましては、おおむね300メートル以内に高速自動車国道等の出入り口がある農地で、第3種農地に該当いたします。

農地区分と転用目的の適合性につきましては、立地の代替性がなく、農地法第5条第2項第2号に該当いたしません。

資力及び信用につきましては、資金計画書及び残高証明書が添付されておりまして、適当であると判断されます。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ございません。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書により適当と思われれます。

行政庁の許可・認可等の処分の見込み・協議の状況等につきましては、受給最大電力50キロワット未満のため、該当ございません。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されており問題なしと判断されます。

判断を必要としない許可基準につきましては、説明を省略させていただきます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第15番

15番の●●です。番号2についてご説明します。去る12月2日、お話をお聞きしました。内容は、事務局からの説明のとおりです。この申請地は、平成28年●月にありました第●回農業委員会会議で決議された申請地に隣接した土地です。譲受人も譲渡人も同一です。前回の会議でも説明しましたが、昭和46年に譲渡人の夫が相続した土地で、20数年間は、水稻を作付けされていました。その後、用水に洗剤の混じったものが流入するようになり耕作できなくなったそうです。それからは、ご主人や子供さんが草刈りをされていましたが平成25年に、ご主人が亡くなられ譲渡人が相続された土地ですが、高齢でもあり、所有する全ての農地を管理耕作することが困難であるため申請地は20年間、耕作していない状態でした。子供さんも時々草刈りをされていますが、なかなか手が回らず困っておられました。譲受人は、太陽光発電事業を行うに適した立地場所、面積を有する土地を●●●東部地区に探し、日照にも支障がなく近隣に密集した住居もなく高速道路インターに近いため、維持管理に適する当該申請地を選定し、隣地に太陽光設備を設置し事業を開始されています。冬場の発電量低下をカバーするための増設にも申請地は平坦で設置、維持管理にも容易な立地にあり効率が良い条件であるため所有者に申し込みをされました。譲渡人は、譲受人からの申請地を売却にて譲受け太陽光発電設備を設置し売電事業を行いたいという申出により、農地を有効利用するために売却したいとのことでした。申請地は、何も定植されておらず、草等を刈って少し伸びた状態で管理されておりました。以上、農地法第5条の規定による許可申請について問題はないと思います。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。

只今の2番の案件につきまして質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第38号2番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、2番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第39号を議題といたします。

事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の5ページをお願いいたします。

議案第39号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について」

農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、周南市長より別紙のとおり周南市農用地利用集積計画が提出されたので、委員会の決定を求める。

平成28年12月9日 提出 周南市農業委員会 会長 西田 孝美

別添の、別紙1「周南市農用地利用集積計画」をご覧ください。

議長

それでは、この議案につきましては、農林課の●●●●●さんが来ておられますので、ご説明を受け、その後、農業委員会の決定を行いたいと考えておりますのでよろしくをお願いいたします。

それでは、●●● ●●さん、お願いいたします。

農林課

農林課の●●●です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第39号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について」ご説明いたします。

本日は、10月までに受け付けをいたしました農用地利用集積に係る利用権の設定につきまして、その計画案をご提出させていただいております。本会でのご審議、ご決定をいただきまして、1月公告となるものでございます。

内容につきましては、●●地区、●●地区、●●地区、●●地区、●●地区の5地区におきまして、8件11筆の案件となっております。説明は以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

只今の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第39号につきまして、採決を行います。

原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、周南市農用地利用集積計画につきましては、原案のとおり決定をいたします。

以上で、審議案件は全て終了いたしました。

続きまして、報告事項に入らせていただきます。

それでは、報告第58号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の6ページをお願いいたします。報告第58号「農地法第3条の規定による届出について」を、ご説明いたします。

今回の届出については、●●地区の大字●●字●●●●に所在する畑2筆、
について、農地利用集積円滑団体である「公益財団法人やまぐち農林振興公社」が売買事業により、一旦買い受けられるものでございます。なお、登記地目は畑ですが、現況は、樹園地となっております。

農地の権利移動をする場合には、農地法第3条の許可が必要となりますが農業経営基盤強化促進法第7条第1項第1号に規定する農地利用集積円滑団体が、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ農業委員会に届け出て、農地売買等事業の実施により権利を取得する場合には、農地法第3条第1項のただし書き規定、第13号により、許可は不要とされております。

添付書類を含め完備しておりましたので、事務局長専決により届出を受理

いたしましたのでご報告いたします。なお、この案件につきましては、今後、農地法第3条の規定による許可申請書が提出される予定でございます。

以上でございます。

なお、ここで、今後もこのように農地法第3条の届出、農地法第3条の許可申請があることから「農地売買支援事業」について、お手元の資料により次長の方から簡単にご説明をさせていただきます。

【●●次長 農地売買支援事業を説明】

議長

只今の報告第58号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(発言を求める声あり)

第23番

はい。●●委員さん。

今の説明からすると農業委員が関係するのは、売渡手続きの段階で絡むのですか。農地法第3条許可申請で絡むのですか。

第31番

はい。●●委員さん。

農業委員会が絡む部分と農業委員が絡む部分がある。農業委員が絡むのは農地法第3条許可申請の部分からであって、他の部分は何も関わっていないし何も聞かされていないことばかりで事業等が進んでいるので、事務局にその辺で委員さん全員へ説明をしていただくように私から求めたところです。委員としては関わっていないように思いますがどうなのですか。

事務局次長

今回の案件については、現在、斡旋会議の開催を行っていると申しましたように、地区の農業委員さんには、参加していただいているところです。

第31番

斡旋会議は、農業委員が1名で出席される訳ですね。ここで全てが決められている訳で、その後、農地法の第3条許可が出て、ことの次第が委員に分かる訳ですね。他の委員は、関係ないことになるのではないかと。

事務局長

会議には、地元の地区担当農業委員が出席されているので関係ないことは

ないです。農業委員さんが何人も出席していませんが、そのことはご理解していただきたい。

第23番

通常、総会案件は全農業委員に諮って審議し決定しているが、幹旋会議は、担当農業委員だけ会議に呼ばれて責任があり、印鑑を押印したらそれで全て決まってしまうことになる。そのような状況の流でいいのか。

第7番

それは意味が違うと思います。その前に、このあっせん事業という規定があって、その規定に基づいて農業委員会会議に議案が上程されている。だから農業委員会が関係ないという事はない。総会に報告されて農業委員会の議決を経る事になるのだと思います。これが法律で定められてこの事業が進められていると思います。

議長

他にございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で、報告第58号を終わります。

続きまして、報告第59号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の7ページをお願いいたします。報告第59号「農地法第4条の規定による農地転用届出について」を、ご説明いたします。

市街化区域内の農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第4条第1項第7号に規定され、許可は不要とされているもので、今回は2件ございました。内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第59号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で、報告第59号を終わります。

続きまして、報告第60号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の8ページをお願いいたします。報告第60号「農地法第5条の規定による農地転用届出について」を、ご説明いたします。

市街化区域内の農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、権利移動と農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第5条第1項第6号に規定され、許可は不要とされているもので、今回は3件ございました。内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第60号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で、報告第60号を終わります。

続きまして、報告第61号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の9ページ、10ページをお願いいたします。報告第61号「非農地証明について」をご説明いたします。

登記簿上の地目が農地で、現況が農地以外になっている土地について、地目の変更登記をしようとする者からの申請に基づき、交付する証明書でございます。今回は10件ございました。内容については記載のとおりで、現地も確認いたしました。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により非農地である旨の確認及び証明をいたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第61号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で、報告第61号を終わります。

続きまして、報告第62号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の11ページをお願いいたします。報告第62号「農地の転用の制限の例外による届出について」を、ご説明いたします。

自己所有の農地を農業用道路等に転用する場合は、面積の制限はなく、農地法第4条の農地の転用の制限の例外として、農地法施行規則第29条第1号に規定され、農業委員会に文書を提出することで、許可を要しないとされているものでございます。

今回の届出1件は、これに該当し、添付書類も含め完備しておりましたので、農地法第4条の農地の転用の制限の例外として、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第62号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で、報告第62号を終わります。

続きまして、報告第63号につきまして、事務局より報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の12ページをお願いいたします。報告第63号「農地所有適格法人報告書の提出について」を、ご説明いたします。

農地所有適格法人は、農地法第6条第1項及び同法施行規則第58条の規定により、毎年、事業の状況などを、事業年度終了後3か月以内に農業委員会に報告しなければならないとされているものでございます。

今回は1件ございました。添付書類も含め完備しており、農地所有適格法人としての農地法第2条第3項に規定された法人形態要件、事業要件、構成員要件、役員要件を充たしておりましたので、ご報告いたします。以上で

ございます。

議長

只今の報告第63号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で、報告第63号を終わります。

以上で、本日の議案の審議は全て終了いたしましたので、平成28年第12回周南市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会（16時48分）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

平成28年12月9日

周南市農業委員会

会 長 雨田孝美

委 員 松田彦作

委 員 大田幹純